

## 令和2年度生活衛生関係技術担当者研修会(質疑応答)

講義名	自治体名	質問内容	回答者	回答
建築物衛生の動向と課題	東京都	行政報告例の特性として、報告徴収の方が不適になりやすい傾向があるとのこと指摘ですが、立入検査時の環境測定では入居者がいて空調運転を行っている居室を選定しているため、報告徴収結果と比べて比較的良好な環境測定結果となると思います。しかし、立入検査時には、環境測定結果等の帳簿書類を審査していると思いますので、判定基準が同じであれば、基準を超過している場合、不適と判断されることから、報告徴収結果とおそらく不適合率は近い値を示すものと思います。立入時の環境測定結果と報告徴収時の環境測定結果は同じ条件下で測定・判定していないので一概に比較できないと思いますが、いかがですか。	北海道大学	貴見のとおり、自治体によって、立ち入り検査の対象選定の方法や時期等の状況が異なることなど、多様な要因が影響していると考えられますが、自治体へのアンケート調査では、立ち入り検査の方が不適と判断しづらいことにつながるという回答が多かったことから、このような結論としています。ただし、より詳細な調査が今後必要であると考えています。
		建築物衛生法に適用される特定用途で延床面積2000~3000㎡の施設数はグラフから推測すると23,000件程度となりますか？	北海道大学	研究班のこれまでの情報収集の範囲では、特定用途の中規模建築物は、現在届出されている特定建築物(約47,000件)の半数程度になる可能性があると推定しています。
	大阪府	P5において、空調設備(暖冷房+換気)とありますが、建築物衛生法施行令第2条で定義されている「空気調和設備」と解して良いか疑義が生じたので、質問させていただきます。	北海道大学	スライド5では、代表的な項目を抜粋して記載していますが、ここでは、建築物衛生法に定める空気調和設備(①浄化、②温度調節、③湿度調節、④流量調節の4つの機能を備えた設備)を指します。
		加湿機能がない空調設備の場合でも、「空気調和設備」に該当するかご教示願います。	厚生労働省	空気調和設備とは、エア・フィルタ、電気集じん機等を用いて空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給(排出を含む。)をすることができる機器及び付属設備の総体をいい、①浄化、②温度調節、③湿度調節、④流量調節の4つの機能を備えた設備であり、機械換気設備とは、空気を浄化し、その流量を調節して供給をすることができる設備をいい、空気調和設備の持つ機能のうち、温度調節又は湿度調節の機能を欠くものをいいます。よってご質問の設備は、建築物衛生法で定義される空気調和設備にはあたりません。
		加湿機能がない空調設備において、相対湿度の基準が適用されるのか、併せてご教示願います。	厚生労働省	上記において、「空気調和設備にあたらぬ」と整理しておりますので、適用されません。
	川崎市	二重マスクは効果あるのか知見があれば情報提供していただきたい。	北海道大学	CDCが二重マスクの効果について検証を行っているという承知しています。
		空間噴霧用の消毒剤(鉱物、薬品等)の研究が進展していれば教えていただきたいです。夜間等営業時間外に補助的使用に使用できれば、と考えます。	北海道大学	消毒剤の空間噴霧については、効果や注意点など知見の収集が十分ではないと承知しています。
	吹田市	特定建築物における空気環境測定の実態に関する全国調査の結果を踏まえ、「空気環境測定や空気環境の改善の意義を周知化する」、「適切な状況下で測定を実施できるよう、依頼主やテナントの協力を仰ぐ」などの対策を実施していく必要があるとされていますが、この対策の主体は空気環境測定実施者との理解で良いでしょうか。もし、そうであれば、空気環境測定実施者等に対し、どのように協力を得ていくことになるのでしょうか。現在、本市において、空気環境測定実施者と対応する機会はほぼない状況です。	北海道大学	日本建築衛生管理教育センターにおいて、空気環境測定に関する研修などが行われています。こういった研修を通じて、空気環境測定実施者等による適切な空気環境測定が実施されることが重要です。これに加えて、自治体による立ち入り検査等を通じて、オーナーや技術管理者から、当該特定建築物において空気環境測定を実施している事業者等に情報共有されることが望まれます。
		行政報告例の特性として、「空調運転の状況等を踏まえた総合的な判断」とありますが、加湿装置は設置されているが、施設側の意思として加湿装置を一切使用していない場合においても、その他の状況を勘案の上、温度及び相対湿度の管理基準を適用しないこととしても良いでしょうか。本市では、これまで基準を適用し指導してきましたが、施設側に加湿装置の運転の意思がないため、改善が全く見込めず、指導に苦慮しています。また、このような施設を不適と判断することが、統計的にも正しいのかどうか懸念しています。	厚生労働省	「施設側の意思」の詳細が不明ですが、建築物衛生法施行令第2条第1号イに規定する「空気調和設備を設けている場合」に該当するのであれば、法令上、空気調和設備として必要な管理基準を満たす必要があります。